#### ■教育訓練給付制度の概要

本学、大学院 保健医療学研究科 (保健医療学専攻 修士課程/看護学専攻 博士前期課程/看護学専攻 博士後期課程/医療科学専攻 博士後期課程/医療科学専攻 博士後期課程) は厚生労働大臣より「一般教育訓練給付制度」の指定講座に認定されています。 社会人または社会人経験のある方は、雇用保険の被保険者期間など一定の条件を満たすことで、支払った教育訓練経費(入学金および授業料)のうち、最大10万円が支給されます。

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、電子申請等が可能となりました。次頁以降の「提出書類チェックリスト」のご活用をお願いします。

#### 一般教育訓練給付制度の詳細はこちら

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\_education.html

一般教育訓練給付金に関するよくあるご質問

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197028.html

#### ■明示書の公開

指定教育訓練の内容や教育訓練経費の範囲等に関する事項をまとめた「明示書」を次頁の とおり公開します。

> <本件に関する問い合わせ> 森ノ宮医療大学 学生支援室

TEL: 06-6616-6911

# 教育訓練給付の電子申請が誰でも「可能」になります!

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、 電子申請等が可能となります。

これまで、教育訓練給付(一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金)の支給申請と受給資格確認については、「疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合」に限り、電子申請、郵送または代理人による申請を認めていましたが、このたび、この要件を廃止しました。

## 教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。



詳細は厚生労働省ウェブサイトからご覧ください。

厚生労働省ウェブサイト 教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。なお、電子申請での 個人の電子署名は不要です。



e-Gov電子申請

https://shinsei.e-gov.go.jp/

※ 教育訓練支援給付金における受給資格確認と2か月に1回の失業の認定については、 失業状態や専門実践教育訓練の受講状況の確認を窓口で行う必要があるため、電子 申請、郵送または代理人による申請はできません。 一般教育訓練給付金の申請を行う皆さまへ

# 一般教育訓練給付金提出書類チェックリスト

2024年2月1日以降の「支給申請」については、電子、郵送または 代理人による申請が可能になりました。



※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。電子申請での個人の電子署名は不要です。

e-Gov電子申請サイト

教育訓練の修了日の翌日から1か月以内に、以下の書類を提出してください。 (提出先:お住まいを管轄するハローワーク)

□教育訓練給付金支給申請書 ※1参照

添付書類 (電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ (PDF、JPEG形式) で可)

- √必ず提出する書類
  - □教育訓練修了証明書
  - □領収書 ※2参照
  - □マイナンバーカード (郵送または代理人申請の場合は両面の写し) ※3参照
  - □教育訓練経費等確認書 ※4 参照
- √該当する場合に提出する書類
  - □キャリアコンサルティングの費用に関する領収書、キャリアコンサルティング実施証明書、 キャリアコンサルティングの記録 ※5 参照
  - □返還金明細書 ※6参照
  - □払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード(郵送または代理人申請の場合は写し)※7参照
  - □委任状 ※8参照
- ※1 教育訓練の修了後、指定教育訓練実施者が配布します。記載に当たっては「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を 必ずお読みください。
- ※2 クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書。
- ※3 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。
  - ①本人·住居所確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書(いずれも写真付き)のいずれか1種類です。 これらがない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書(住民票の写し、住民基本台 帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給さ れた身分証明書もしくは資格証明書(本人の写真がないもの)のいずれか2種類です。

②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

- ※4 下記ウェブサイトから様式をダウンロードしてご記入ください。通信制以外の教育訓練を受け、ハローワークへ来所して申請する場合は提出不要です。
- ※5 キャリアコンサルティングの費用についても給付金の支給対象として申請する場合に限ります。
- ※6 領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に限ります。指定教育訓練実施者が発行します。
- ※7 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。
- ※8 代理人申請の場合に限ります。

#### 教育訓練給付制度についての詳細や各種様式のダウンロードはこちら

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\_education.html





# 一般教育訓練明示書

講座の名称	森ノ宮医療大学大学院	保保	建医療	学研究	究科	看護	学専攻	博士前期	課程			
実 施 方 法	① 通学 ( 昼間	• 夜	間・	土日	)	2	通信	スクーリン	/グ(回	]数	回)	
指定講座番号(15桁)	2722005		_			23	20042		_	4		
講座の創設年月日	講座の指定期間		過年 産 実	講	入	講者	数(累積	)(6人)	修了	者数	(2	人)
令和2年4月1日	令和8年9月30日	まで										
訓練期間	24ヶ月					総	訓練問	寺間			338	時間
1. 教育訓練目標												
①取得目標とする資格の	名称、目標レベル		修士(看護学)									
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称			宫医療								
③当該資格等を取得する 格等	ための要件または受験	資	2年以上在学し、30単位以上修得、並びに必要な研究指導を 受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること									
種・職務及び習得された技能・知識が活用されておい				職種:看護師、保健師、助産師 業界:医療職養成教育機関、教育研究機関、医療関連施設、 健康増進施設								
2. 教育訓練の内容	\$											
教 科	(カリキュラム)					時「	間	包	き用 孝	牧 材 名	3	
	(別紙1)											
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)												
①受講するに当たって必	要な実務経験等	なし										
②受講者が受講に最低限技能・知識等の内容及び	その水準	①大: 産師 ②本: た方	己のいずれかに該当するすべての方 大学を卒業、または2024年3月卒業見込みの方で、保健師、助 市、看護師等の資格を有する方(資格取得見込みの方を含む) 大学大学院が大学を卒業した方と同等以上の学力があると認め 5で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する方(資格取得見 みの方を含む)									
(2) スの州												

### 保健医療学研究科 看護学専攻(博士前期課程) 授業科目・単位数(2024年度以降入学生

		配当年次	単位数		授業形態			1	履		
科目区分	授業科目の名称		必修	選択	講義	演習	実験・実習	単位あたりの	修了要件 び		
	看護研究方法	1前	2			0		15			
	看護倫理特論	1後・2後		2	0			15	※ 1 必		
	ヒューマンケア理論特論	1前・2前		2	0			15	年修 次 2		
	コンサルテーション特論	1後・2後		2	0			15	の z ま 単 た 位		
共	保健医療看護政策特論	1後・2後		2	0			15	履はを		
共通基盤	家族看護学特論	1前・2前		2	0			15	修 2 含 可年む		
盤科	看護学英語文献講読	1後・2後		2	0			15	能次 1 の 4		
科 目	QOL評価法特論	1後・2後		2	0			15	い い ず 位		
	医療安全・チーム医療特論	1後・2後		2	0			15	れ以		
	フィジカルアセスメント	1後・2後		2	0			15	で上 も		
	補完統合ヘルスケア特論	1前・2前		2	0			15			
	小計(11科目)	_	2	20		_		_	_		
	看護教育学特論	1前・2前		2	0			15	*		
	看護管理学特論	1前・2前		2	0			15	1 年 特専 安以論攻		
	急性・慢性・がん看護学特論	1前・2前		2	0			15	<b>グ</b> 外 2 す		
専	老年看護学特論	1前・2前		2	0			15	では特位専		
門 科	在宅看護学特論	1前・2前		2	0			15	修2端 []		
	精神看護学特論	1前・2前		2	0			15	能次量及證		
	育成看護学特論	1前・2前		2	0			15	の以門分		
	公衆衛生看護学特論	1前・2前		2	0			15	いた ボ 上分野 れ		
	小計(8科目)	_	0	16		_		_	で		
科研	専門分野研究方法	1後	2			0		15	必修 1 0		
	特別研究	2通	8			0		15	O 単 位		
	小計(2科目)	_	10	0			_	_			
		_	12			_		_	_		

2年以上在学し、「共通基盤科目」から必修科目の「看護研究方法」を含む14単位以上、「専門科目」から専攻する専門 看護学分野の特論2谷および専攻専門分野以外の特論4単位以上の計6単位以上、「研究科目」の10単位以上の総計 30単位以上を修得し、研究指導を受けて論文審査と最終試験に合格することが必要である。

# 一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況								
(1)資格取得状況								
① 前年度内の受講修								
② ①のうち目標資格		受験率(2/1)	100	%				
③ ②のうち合格者数		2 人	<b>合格率(3/2)</b>	100	%			
④ 上記②・③の回答		2 人						
(2)受講修了者による	講座の評価等		•					
① 回答者総数		人						
	1 正社員		人	②∧ · क	大業者計			
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員		人	(2)A. 13	しま 白 ii			
業状況等	3 その他の就業(自営業等)		人	.]]				
ı	4 非就業		人	②B:非就業者				
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に役立つ	人	]				
ı	2 配置転換等により希望の業績	務に従事できる	人					
ı	3 社内外の評価が高まる		人	人 ③の回答数合語   ※②Aと同数(又は <sup>2</sup> れ以下   人   人				
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ							
「〜みる寺在り」」	5 趣味・教養に役立つ							
	6 その他の効果							
l	7 特に効果はない		<b>.</b>					
	1 早期に就職できる			]				
	2 希望の職種・業界で就職でき	 きる	人		, <u> </u>			
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそ				
受講者による講座の 評価	4 趣味・教養に役立つ		人	れ以下				
H I I I I I	5 その他の効果		<b>J</b>	<b>1</b>				
	6 特に効果はない		人					
	1 受講中又は受講修了後3か	 月以内に就職した	人		ω_ <b>Λ</b> = L			
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又は				
況	3 受講修了後6~12か月以内	372.77	<u></u>	れ以下				
	4 就職していない		<u></u>					
	1 大変満足			⑥の回答数				
	2 おおむね満足		7	スプと同数(ス 以下)	<b>くはそれ</b>			
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない		7	-   ~				
	- 4 やや不満		7					
	)修了後の状況(就職等の状況、			講後の職務内容	変化等			
の処遇改善の状況、-	- 定期間内でのキャリアアップ成身	果やその事例、在籍▪採用	<u>企業の側の評価 等)</u>					
5. 教育訓練の受講!	こよる効果の把握及び測定の方法							
到達度の把握・測定方	標に対する技能・知識のレベル  法	各科目のシラバスに定め、 特論科目及び専門演習に容、及び提出されたレポー 博士論文の内容だけでな 会や研究会での活動内容 容も評価材料とする。	おいては、授業中の -トの内容を重視する く、当該テーマに関連	質疑、意見、討詞 。特別研究にお して在学中に行	倫の内 いては、 った学			
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	所、時期、期間・回数	Dt #0 T 4 2 7 6 ± 14						

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

出席率その他、試験合格率5段階評価(上から4段階以上合格)、補講・追試は認める。

講義科目は原則として2/3以上、実習科目は原則として4/5以上、その他科目は2/3または4/5以上の出席が必要。 各科目のシラバスに定める成績評価法に基づき評価する。共通科目・特論科目及び専門演習においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。特別研究においては、博士論文の内容だけでなく、当該テーマに関連して在学中に行った学会や研究会での活動内容、及び公聴会における発表と質疑応答の内容も評価材料とする。

# 一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
(1)受講中の者に対する 的な助言・指導の方法	る習得度・	理解度に関する具体	学生が随時相談できるように教員体制を整えている。専門的なアドバイスが得られるように、相談内容を研究・領域に関することに分け、複数の教員が対応する体制を取っている。						
(2)受講中又は修了時日体的なバックアップ体制(例:資格取得関連情報提供方法、早期就職に成状況)	や資格関	連職種の求人情報の	就職に関して、関連する団体の学術集会や研究会への参加を促し、 ネットワークを構築し情報交換する場を提供している。						
8. その他の事項									
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名			<b>学</b> 園		(代表者名∶理	事長 清7	<b>к</b> і )		
住所及び連絡先 〒537-0022 大阪府大			阪市東成区中本4-	TEL 06-6976-6889					
施設名称及び施言	设 長 名	森ノ宮医療大学	(施設長:学長 青木 元邦 )						
住所及び連絡	先	〒559-8611 大阪府大	TEL 06-6616-6911						
給付制度担当部	署・者	学長室 企画課	(担当者:田頭 弥生 )						
連 絡 先 TEL 06-6616-6911			1						
一般教育訓練経費	1. 一般	数育訓練給付金の対象	となる経費 (① +	· (2)	1	,980,000	円		
支払い方法 ① - 括払	(※割	料 (税込額) 引・還元措置を実施した の差引き後の税込額と				300,000	円		
②分割払	(※害	料(税 込 額)  引・還元措置を実施した ・の差引き後の税込額と		(うち、必須教		,680,000			
③ 両 方 可 能	2. 一般	数育訓練給付金の対象	外となる経費 (①			60,000			
	2	副読本代(税込額) 実習等に伴う交通費・宿 施設維持費(税込額) その他(法人への寄付金		斗、情報誌代)(税	<b>拉</b>	60,000	円円円		
	3. 総額	[ (1+2) (税込額)							

# 〔特記事項〕